

令和8年度の国民健康保険税について

にかほ市の国民健康保険税額は下記のとおり算出されます。

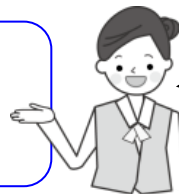
所得割の税率と均等割額		医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割	(加入者1人につき) 前年総所得—43万円まで	6.9%	2.7%	2.1%	0.3%
均等割	加入者1人につき	34,500円	13,100円	13,300円	1,670円
課税限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

- 支援金分とは、0～74歳までのすべての人で、後期高齢者医療制度を支援する保険税です。
- 介護分とは、40～64歳までのすべての人で、介護保険制度を支援する保険税です。40歳に達する方は、後日介護分が月割りで賦課されます。65歳以上の方は、国保税とは別に、介護保険料として納めていただきます。
- 子ども分とは、0～74歳までのすべての人で、子どもや子育て世帯を支援する保険税です。
※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者は全額軽減されます。
- 年度内に75歳になる人の保険料と65歳になる人の介護分の保険料は、あらかじめ誕生日の前の月までの分として計算しています。
- 今月中に国保加入状態に異動がある世帯や、転入・未申告等により所得把握に時間を要している世帯は、翌月以降に改めて通知をお届けする場合があります。(未申告の方は、お早めに申告願います。)

～ 国民健康保険税の計算例 ～

(例) 国保加入者3人の場合

世帯主(68歳) 年金収入 1,600,000円
妻(63歳) 年金収入 800,000円
長男(42歳) 給与収入 1,800,000円



昨年1年間(1/1～12/31)の収入です。

所得割額課税基礎額の算出

課税基礎額とは「所得額」から「基礎控除額」を引いた金額をいいます。

世帯員	(収入額)	(控除額)	(所得額)	(基礎控除額※3)	(課税基礎額)	この世帯の課税基礎額の合計 790,000円
世帯主	1,600,000	— 1,100,000 → (年金控除※1)	500,000	— 430,000 =	70,000円	
妻	800,000	— 600,000 → (年金控除※1)	200,000	— 200,000 =	0円	
長男	1,800,000	— 650,000 → (給与所得控除※2)	1,150,000	— 430,000 =	720,000円	

- ※1)「年金控除」は65歳未満と65歳以上の人とは異なり、年金額によっても異なります。
※2)「給与所得控除」は給与収入額によって異なります。
※3)「基礎控除額」は43万円を上限として所得額から控除されます。

この合計額に、税率をかけて所得割額を算出します。



均等割額軽減判定

世帯の所得の合計額から均等割額を軽減できるか判定を行います。(※手続きは不要です。)

世帯主	500,000 — 150,000 = 350,000円	この世帯の軽減判定額の合計 1,700,000円
妻	200,000円	
長男	1,150,000円	

- ※4) 65歳以上の年金受給者は、条例により15万円控除されます。
※5) 4/1現在の被保険者全員の所得(国保に加入していない世帯主も含む)で判定します。



この合計額が、基準を超えていなければ、均等割額が軽減されます。

170万円 > 63万円 (43万円 + 10万円 × (3人 - 1)) 7割軽減できません。
170万円 > 156万円 (43万円 + 31万円 × 3人 + 10万円 × (3人 - 1)) 5割軽減できません。
170万円 ≤ 234万円 (43万円 + 57万円 × 3人 + 10万円 × (3人 - 1)) ... 基準以下なので、**2割軽減対象です。**

- ※6) 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数 - 1)
※5・6) 特定の条件により国保から後期高齢者医療保険に移行した方も判定に含む場合があります。
※本記載内容は、標準的な一例です。世帯状況等によって異なる場合があります。

必ず納付方法をご確認ください

申込みの有無にかかわらず、世帯状況等により年度内に納付方法が変わる場合があります。

必ず納税通知書で納付方法をご確認ください。

国保税の納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯内に1人でも国保加入者がいれば世帯主が納税義務者となります。

非自発的失業者の軽減制度

倒産・解雇等で職を失った方で、雇用保険特定受給資格者等の方は、軽減を受けることができます。

【必要なもの】 「雇用保険受給資格者証」

※ 「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方で、失業時点で65歳未満の方が軽減対象です。

産前産後期間分の軽減制度

出産予定月の前月から4か月（多胎児妊娠の場合は予定月の3か月前から6か月）相当分が減額されます。

【必要なもの】 母子健康手帳など

※ 出産後に届出をする場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

【手続き窓口】

市役所市民課、金浦・象潟市民サービス班

年金からの引き落とし（特別徴収）について

国保加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主の年金から引き落とし（特別徴収）されます。

世帯主が国保加入者でない場合は年金引き落としされず、普通徴収（納付書払・口座振替）となります。

年金引き落としが止まる場合は、それに気付かず納付書払いの納期限を過ぎてしまう場合がありますのでご注意ください。

「年金引き落とし」から「口座振替」へ変更もできます

口座振替に限り、変更が可能です。

ご希望の方は、7月31日（金）までに市役所税務課（または仁賀保・金浦市民サービス班）へ申し出ください。10月年金からの引き落としが停止されます。振替口座登録のない方は、市役所（キャッシュカード）または金融機関（書面）で口座振替登録手続きをした後にお申し出ください。

※ 「年金引き落とし」から「納付書払い」への変更はできません。

※ 過去の納付状況によっては変更が認められない場合もあります。

国保税は期限内に納めましょう

災害など特別な事情もなく長時間滞納が解消されない場合は特別療養費の支給対象になることがあります。（このほかに、財産差押え等の滞納処分を行う場合もあります。）

特別療養費とは… 医療機関等の窓口で一旦医療費を全額（10割）負担した後、本来の自己負担割合分の差額を申請により払い戻しを受けること。本来の自己負担割合分の差額は未納の国保税に充てる場合があります。

未就学児均等割額軽減（子ども軽減）制度について

令和4年度税制改正により、令和2年4月2日以降に生まれた子どもに係る均等割額が5割減額されます。低所得者軽減の適用がある場合は、その軽減後の均等割額が5割減額されます。軽減を受けるための申請は必要ありません。

※ 対象者は納税通知書の被保険者氏名欄に「未就学児」と印字されています。

5月から来年3月までの間で75歳になる方へ

75歳を迎えると国民健康保険から後期高齢者医療保険制度へ移行します。

そのため、今年度の国民健康保険の納付方法が今まで年金からの引き落としだった方も普通徴収（納付書、または登録口座からの引き落とし）となります。

同封の納税通知書を確認し、納付書等見落としのないようお気を付けください。

また、後期高齢者医療保険は国民健康保険と別の制度になりますので、口座振替の登録は引き継がれません。移行後も口座振替を希望される方は、金融機関又は市役所窓口にて改めてお手続きをお願い致します。

なお、後期高齢者医療保険料の通知については誕生日月の約2か月後に発送しております。

※ 世帯内に国民健康保険の方（75歳未満の方）がいる場合、その方の分の通知は引き続き世帯主宛に送られます。

世帯主の後期高齢者医療保険料の通知と世帯員の国民健康保険税の通知が届きますが重複しているものではありません。

～納付が困難な方は、まずはご相談を～

災害や失業等により収入が激減し、生活が著しく困難な場合、国保税の徴収猶予等（延滞金の免除等）を受けられる場合があります。

困ったときは、お早めにご相談ください。

国保税のお問い合わせ先

にかほ市役所 税務課

市民国保税班

TEL 0184-43-7505

